

5東彼杵町規則第20号

東彼杵町地域活性化住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月3日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町地域活性化住宅管理条例施行規則の一部を改正する告示

東彼杵町地域活性化住宅管理条例施行規則（平成20年規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前				
<p>(請書及び連帯保証人)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 条例第10条第1項第1号に規定する連帯保証人（以下「保証人」という。）は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 本項で定める連帯保証人の極度額は、<u>入居の決定時（条例第12条の承認を得た入居者に係る連帯保証人の場合は、当該承認時）の住宅賃貸料の24月分に相当する金額とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>(駐車場使用料)</u></p> <p><u>第21条の2 条例第33条に規定する駐車場の使用料は次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="253 1023 1120 1121"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>使用料（2台目以降1台につき月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セントラルハイツそのぎ</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>様式第4号（第8条関係）</u></p> <p>(略)</p> <p><u>様式第7号（第10条関係）</u></p> <p>(略)</p>	団地名	使用料（2台目以降1台につき月額）	セントラルハイツそのぎ	1,000円	<p>(請書及び連帯保証人)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 条例第10条第1項第1号に規定する連帯保証人（以下「保証人」という。）は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 本項で定める連帯保証人の極度額は、<u>第13条で定められた住宅賃貸料の24月分とする</u> _____。</p> <p>3 (略)</p> <p>[新設]</p> <p><u>様式第4号（第8条関係）</u></p> <p>(略)</p> <p><u>様式第7号（第10条関係）</u></p> <p>(略)</p>
団地名	使用料（2台目以降1台につき月額）				
セントラルハイツそのぎ	1,000円				

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 4 号（第 8 条関係）

請 書

年 月 日

東彼杵町長 様

裏面記載の住宅に入居するにあたり、東彼杵町地域活性化住宅管理条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び入居条件を下記同居者とともに堅く守ります。

連帯保証人は、入居者と連帯して住宅賃貸料、損害賠償金その他の債務について責任を負います。

入 居 者	氏名・生年月日	Ⓜ 年 月 日生			
	現住所				
	勤務先	名称 所在地	電話	平均月収	円
同 居 者	氏名	続柄	生年月日	勤務先	平均月収
			年 月 日	電話	円
			年 月 日	電話	円
			年 月 日	電話	円
			年 月 日	電話	円
			年 月 日	電話	円

※ 入居者の遵守事項（次のことに特に注意して下さい。）

- (1) 毎月定められた期限内に必ず住宅賃貸料及び駐車場賃貸料を納入すること。
- (2) 住宅以外の用途に使用しないこと。
- (3) 入居の際に同居を認められた親族以外の親族を同居させたいときは、承認を受けること。
- (4) 入居者が退去又は死亡した場合、同居の親族が引続き入居するときは、30 日以内に承継入居の承認を受けること。
- (5) 他の者に無断で貸さないこと。
- (6) 周りの者へ迷惑となるような行為をしないこと。
- (7) 犬・猫等ペットを飼育しないこと。
- (8) その他条例等を順守し管理者の指示に従うこと。

下記については、該当箇所をそれぞれ保証人様ご自身で書いてください。

連 帯 保 証 人	氏 名・生年月日	実印	年 月 日生
	現 住 所	電話	()
	勤 務 先	名 称 所在地	電話 ()
	名義人との続柄		
連 帯 保 証 人	氏 名・生年月日	実印	年 月 日生
	現 住 所	電話	()
	勤 務 先	名 称 所在地	電話 ()
	名義人との続柄		

※ 連帯保証人の欄の捺印は、印鑑証明と同じ印鑑で捺印して下さい。

連帯保証人の遵守事項（連帯保証人になるに当たり次のことに特に注意して下さい。）

- 1 入居者が住宅賃貸料を滞納した場合、当該入居者に対し支払いの指導を行うとともに町から請求があったときは、自ら支払うこと。
また、その際の保証人が支払う極度額については、下記極度額欄に記載された金額（当初決定住宅賃貸料の24月分）とする。ただし、連帯保証人変更時においては請書提出時住宅賃貸料の24月分とする。
- 2 入居者が何ら手続をとることなく退去した場合、入居者に代わって自己の責任において、退去届の提出及び家財等の処分につき町に協力すること。

極 度 額	円
-------	---

入 居 可 能 日	敷 金	当初決定住宅賃貸料（月額）
年 月 日	円	円

構 造 規 模	造 建	床面積1階 当たり	m ²
	棟	階	号室

- 注 1 本請書の記載事項は、必ず記入し、連帯保証人には特に説明をし、かつ、連絡を密にし、内容をよく心得てもらうこと。
- 2 連帯保証人は2人とすること。

3 入居後、自宅の電話番号を報告すること。

様式第7号（第10条関係）

地域活性化住宅退去届

年 月 日

東彼杵町長 様

地域活性化住宅 団地 棟第 号
届出者氏名

上記地域活性化住宅を 年 月 日退去いたしますので、お届けします。

最終住宅賃貸料納入年月日	未納住宅賃貸料等	左 の 処 置	
年 月 日			
電気・水道・ガス料金及び賠償金等の処置	模様替え、増築物の処置		
	種 別	面 積	処 置
転居先 (入居保証金送付先)	(電話)		

- 注 1 この届は、退去 14 日前までに提出してください。
- 2 入居許可書又は入居決定通知書は、返納すること。
- 3 口座振替による住宅賃貸料納入者は、少なくとも退去予定日の 1 月前までにあらかじめ連絡してください。